

大阪市移動支援事業所登録に係る確約書

年 月 日

大阪市長

申請者 { 主たる事務所の所在地
名 称
代表者の職・氏名

登録を行う { 所 在 地
事業所 名 称

大阪市の移動支援事業を行う事業所の登録にあたり、次の事項を遵守することを確約します。

記

1. 移動支援サービスの提供に関しては、大阪市の要綱及び通知等を遵守すること。
2. 事業の運営に関しては、障害者総合支援法に基づく指定障がい福祉サービスの人員、設備及び運営に関する基準中、居宅介護事業に関する規定を遵守すること。
3. 大阪市が行う報告の命令、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令、職員からの質問、設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関して大阪市が行う調査に協力すること。
4. 大阪市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこと。

大阪市移動支援事業所登録に係る確約書

〇〇年〇〇月〇〇日

大阪市長

申請者	主たる事務所の所在地	大阪市北区中之島〇-〇-〇
	名 称	株式会社 中之島
	代表者の職・氏名	代表取締役 中之島 隆史

登録を行う事業所	所 在 地	大阪市中央区久太郎町〇-〇-〇
	名 称	ヘルパーステーション中之島

大阪市の移動支援事業を行う事業所の登録にあたり、次の事項を遵守することを確約します。

記

1. 移動支援サービスの提供に関しては、大阪市の要綱及び通知等を遵守すること。
2. 事業の運営に関しては、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの人員、設備及び運営に関する基準中、居宅介護事業に関する規定を遵守すること。
3. 大阪市の報告の命令、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令、職員からの質問、設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関して大阪市の調査に協力すること。
4. 大阪市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこと。